

Ⅲ. 消費生活相談員の採用形態、待遇

Ⅲ-1 消費生活相談員の採用形態、勤務形態

(1) 概況

消費生活相談員の採用形態については、平成27年4月1日現在、「定数外（非常勤職員）」が2,606人（77.4%）で、平成26年4月1日から37人（1.4%）増となっている。

(2) 採用形態別相談員数

単位（人）各年4月1日現在

	定数内 (常勤職員)	定数外 (非常勤職員)	法人委託	個人委託	計
平成21年	75 (2.7%)	2,120 (75.7%)	448 (16.0%)	157 (5.6%)	2,800
平成22年	84 (2.7%)	2,420 (76.9%)	435 (13.8%)	207 (6.6%)	3,146
平成23年	119 (3.6%)	2,524 (76.0%)	427 (12.9%)	251 (7.6%)	3,321
平成24年	126 (3.7%)	2,557 (75.4%)	458 (13.5%)	250 (7.4%)	3,391
平成25年	134 (4.0%)	2,554 (75.8%)	447 (13.3%)	236 (7.0%)	3,371
平成26年	101 (3.0%)	2,569 (76.8%)	436 (13.0%)	239 (7.1%)	3,345
平成27年	92 (2.7%)	2,606 (77.4%)	450 (13.4%)	219 (6.5%)	3,367
増減	▲9	37	14	▲20	22
増減率	▲8.9%	1.4%	3.2%	▲8.4%	0.7%

※ 広域連合及び一部事務組合を含む。

※ 増減は平成26年との比較

(3) 定数外（非常勤職員）の採用形態別相談員数

単位（人）各年4月1日現在

	特別職 非常勤職員	一般職 非常勤職員	臨時的 任用職員	任期付短時 間勤務職員	その他
平成21年	1,718 (81.0%)	257 (12.1%)	97 (4.6%)	5 (0.2%)	43 (2.0%)
平成22年	1,749 (72.3%)	464 (19.2%)	141 (5.8%)	10 (0.4%)	56 (2.3%)
平成23年	1,726 (68.4%)	548 (21.7%)	175 (6.9%)	13 (0.5%)	62 (2.5%)
平成24年	1,720 (67.3%)	561 (21.9%)	199 (7.8%)	10 (0.4%)	67 (2.6%)
平成25年	1,730 (67.7%)	567 (22.2%)	184 (7.2%)	12 (0.5%)	61 (2.4%)
平成26年	1,816 (70.7%)	515 (20.0%)	161 (6.3%)	9 (0.4%)	68 (2.6%)
平成27年	1,856 (71.2%)	526 (20.2%)	159 (6.1%)	10 (0.4%)	55 (2.1%)
増減	40	11	▲2	1	▲13
増減率	2.2%	2.1%	▲1.2%	11.1%	▲19.1%

※ 広域連合及び一部事務組合を含む。

※ 増減は平成26年との比較

III-2 消費生活相談員の待遇

(1) 概況

消費生活相談員（「定数内（常勤職員）」以外）の報酬形態は、平成27年4月1日現在、「月額払い」が51.9%と最も多く、次いで「日額払い」が38.4%となっている。また、報酬額（1時間当たりの報酬単価）の平均は1,520円（前年比6円減）となっている。

(2) 相談員（「定数内（常勤職員）」以外）の報酬形態

各年4月1日現在

	時給払い	日額払い	週額払い	月額払い	年額払い
平成22年	7.3%	39.4%	0.0%	52.3%	1.0%
平成23年	8.7%	37.8%	0.0%	52.4%	1.1%
平成24年	8.8%	38.2%	0.0%	51.9%	1.1%
平成25年	8.5%	38.5%	0.0%	52.2%	0.8%
平成26年	8.3%	38.3%	0.0%	52.4%	0.9%
平成27年	8.5%	38.4%	0.0%	51.9%	1.1%

※ 広域連合及び一部事務組合を含む。

(3) 相談員（「定数内（常勤職員）」以外）の平均報酬額（1時間当たりの報酬単価）

単位（円）各年4月1日現在

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年		平成26年		平成27年		増減率
					前年差		前年差		前年差	
全体	1,485	1,499	1,507	1,510	4	1,526	16	1,520	▲6	▲0.4%
都道府県	1,381	1,443	1,466	1,437	▲29	1,456	19	1,469	12	0.8%
政令市	1,612	1,657	1,650	1,615	▲35	1,626	11	1,634	7	0.4%
市	1,456	1,459	1,466	1,477	11	1,500	23	1,481	▲19	▲1.3%
区	2,248	2,249	2,237	2,241	4	2,253	12	2,268	15	0.7%
町	1,409	1,368	1,382	1,464	81	1,433	▲31	1,427	▲6	▲0.4%
村	1,418	1,401	1,414	1,283	▲130	1,243	▲40	1,534	291	23.4%

※ 全体には、広域連合及び一部事務組合を含む。

※ 1日の勤務時間が4時間以上の相談員のみ対象として集計

※ 増減率は平成26年との比較

(4) 相談員（「定数内（常勤職員）」以外）の雇用期間

① 相談員の契約上の雇用期間

各年4月1日現在

	1年未満	1年	2年	3年以上	その他
平成22年	2.6%	87.5%	4.2%	1.1%	4.6%
平成23年	3.1%	86.8%	4.7%	1.1%	4.2%
平成24年	3.6%	86.4%	4.4%	1.4%	4.3%
平成25年	3.5%	86.7%	4.0%	0.9%	5.0%
平成26年	3.0%	87.5%	4.1%	0.8%	4.7%
平成27年	2.9%	87.7%	4.2%	0.6%	4.6%

※ 広域連合及び一部事務組合を含む。

② 雇用期間の更新回数制限の有無

各年4月1日現在

		全体	都道府県	政令市	市区町村等
平成22年	制限有り	19.6%	29.6%	12.6%	17.1%
	制限無し	80.4%	70.4%	87.4%	82.9%
平成23年	制限有り	19.1%	31.3%	13.9%	15.9%
	制限無し	80.9%	68.7%	86.1%	84.1%
平成24年	制限有り	18.8%	30.8%	13.1%	15.9%
	制限無し	81.2%	69.2%	86.9%	84.1%
平成25年	制限有り	19.2%	32.0%	13.8%	16.1%
	制限無し	80.8%	68.0%	86.2%	83.9%
平成26年	制限有り	17.1%	27.5%	13.6%	14.6%
	制限無し	82.9%	72.5%	86.4%	85.4%
平成27年	制限有り	14.8%	19.9%	13.3%	13.6%
	制限無し	85.2%	80.1%	86.7%	86.4%

③ 採用形態別の雇用期間の平均更新回数（対象：②の制限有りの自治体）

平成27年4月1日現在

	平均回数	割合						
		1回	2回	3回	4回	5回	6～9回	10回以上
定数外の全体	4.8	2.5%	10.9%	3.2%	45.1%	16.8%	16.4%	5.1%
特別職非常勤職員	4.5	1.7%	13.7%	0.7%	48.6%	19.5%	15.1%	0.7%
一般職非常勤職員	5.6	0.0%	5.9%	5.2%	43.8%	13.1%	19.0%	13.1%
臨時的任用職員	3.7	26.9%	7.7%	19.2%	19.2%	7.7%	11.5%	7.7%
任期付短時間勤務職員	9.0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
その他	4.3	0.0%	33.3%	0.0%	0.0%	33.3%	33.3%	0.0%

※ 広域連合及び一部事務組合を含む。

- III. 消費生活相談員の採用形態・待遇 -

(5) 相談員の処遇改善

① 報酬単価の引上げ(消費生活相談員)

各年4月1日現在

	全体	都道府県	政令市	市区町村等
平成23年	13.9%	18.5%	38.8%	9.8%
うち基金活用	60.4%	66.7%	55.4%	59.0%
平成24年	8.4%	7.3%	15.7%	7.9%
うち基金活用	64.8%	65.4%	54.8%	66.8%
平成25年	9.5%	14.4%	6.1%	8.5%
うち基金活用	62.6%	48.5%	31.3%	71.8%
平成26年	12.6%	17.5%	13.3%	11.1%
うち基金活用	61.3%	43.4%	42.9%	71.5%
平成27年	21.5%	39.5%	18.6%	17.3%
うち基金活用	48.7%	40.5%	0.0%	59.2%

※ 各年4月1日現在で、前年4月2日以降に報酬単価引上げによる処遇改善が図られた消費生活相談員の割合

② 報酬単価の引上げ(地方自治体)

各年4月1日現在

	平成22年		平成23年		平成24年		平成25年		平成26年		平成27年	
		うち基金活用		うち基金活用		うち基金活用		うち基金活用		うち基金活用		うち基金活用
全体	102	34	130	88	111	78	114	84	138	103	189	123
(割合)	(5.7%)	(33.3%)	(7.2%)	(67.7%)	(6.2%)	(70.3%)	(6.3%)	(73.7%)	(7.7%)	(74.6%)	(10.5%)	(65.1%)
都道府県	10	5	11	7	5	3	7	3	8	3	17	7
(割合)	(21.3%)	(50.0%)	(23.4%)	(63.6%)	(10.6%)	(60.0%)	(14.9%)	(42.9%)	(17.0%)	(37.5%)	(36.2%)	(41.2%)
政令市	10	3	8	4	4	2	2	1	3	1	5	0
(割合)	(52.6%)	(30.0%)	(42.1%)	(50.0%)	(20.0%)	(50.0%)	(10.0%)	(50.0%)	(15.0%)	(33.3%)	(25.0%)	(0.0%)
市区町村等	82	26	111	77	102	73	105	80	127	99	167	116
(割合)	(4.7%)	(31.7%)	(6.4%)	(69.4%)	(5.9%)	(71.6%)	(6.1%)	(76.2%)	(7.3%)	(78.0%)	(9.7%)	(69.5%)

※ 各年4月1日現在で前年4月2日以降に、報酬単価引き上げにより、消費生活相談員の処遇改善を図った自治体数と割合。

③ その他の処遇改善

各年4月1日現在

	全体	都道府県	政令市	市区町村等
平成23年	6.3%	0.0%	8.5%	7.9%
平成24年	6.0%	1.4%	8.2%	7.0%
平成25年	6.0%	4.2%	4.2%	6.7%
平成26年	7.3%	8.5%	0.0%	7.8%
平成27年	8.5%	9.6%	6.1%	8.5%

※ 各年4月1日現在で、前年4月2日以降に報酬単価引上げ以外の処遇改善が図られた消費生活相談員の割合